

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【公表番号】特表2017-525860(P2017-525860A)

【公表日】平成29年9月7日(2017.9.7)

【年通号数】公開・登録公報2017-034

【出願番号】特願2016-575178(P2016-575178)

【国際特許分類】

A 41 D 13/06 (2006.01)

A 61 F 5/02 (2006.01)

【F I】

A 41 D 13/06 105

A 61 F 5/02 N

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月29日(2018.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 人の脚の膝の部分及びその隣接部分にぴったりと覆う関係に着用でき、着用されるとき外側面及び内側面を有するベースと、

(b) あらゆる方向に弾性である材料で形成され、第1の上引張ストラップ、第2の上引張ストラップ、第1の下引張ストラップ及び第2の下引張ストラップを有する有形引張部材とを含み、

有形引張部材は、ベースの内側面に恒久的に固定され、

ベースは、第1の上穴、第2の上穴、第1の下穴及び第2の下穴を含み、

第1の上引張ストラップは、第1の上穴を貫いて第1のストラップ端まで延び、第2の上引張ストラップは、第2の上穴を貫いて第2のストラップ端まで延び、第1の下引張ストラップは、第1の下穴を貫いて第3のストラップ端まで延び、第2の下引張ストラップは、第2の下穴を貫いて第4のストラップ端まで延び、

第1のストラップ端、第2のストラップ端、第3のストラップ端、及び第4のストラップ端は、膝装具が着用されるときベースの外側面に着脱自在に取り付けられ、

第1の上引張ストラップ、第2の上引張ストラップ、第1の下引張ストラップ及び第2の下引張ストラップの少なくとも1つに恒久的に固定された外部メッシュ層を更に含む、膝装具。

【請求項2】

外部メッシュ層は、第1のストラップ端の近くで第1の上引張ストラップに、第2のストラップ端の近くで第2の上引張ストラップに、第3のストラップ端の近くで第1の下引張ストラップに、第4のストラップ端の近くで第2の下引張ストラップに恒久的に固定される、請求項1の膝装具。

【請求項3】

(a) 人の脚の膝の部分及びその隣接部分にぴったりと覆う関係に着用でき、第1の上穴、第2の上穴、第1の下穴及び第2の下穴を含み、着用されるとき外側面及び内側面を有するベースと、

(b) ベースの内側面に恒久的に固定され、長い弾性材料で形成され、第1の上クロス

引張ストラップ及び第2の上クロス引張ストラップを含む、上クロスストラップと、

(c) ベースの内側面に恒久的に固定され、長い弾性材料で形成され、第1の下クロス引張ストラップ及び第2の下クロス引張ストラップを含む、下クロスストラップと、を含み、

第1の上クロス引張ストラップは、第1の上穴を貫いて第1のストラップ自由端まで延び、第2の上クロス引張ストラップは、第2の上穴を貫いて第2のストラップ端まで延び、第1の下クロス引張ストラップは、第1の下穴を貫いて第3のストラップ端まで延び、第2の下引張ストラップは、第2の下穴を貫いて第4のストラップ端まで延び、

第1のストラップ端、第2のストラップ端、第3のストラップ端、及び第4のストラップ端は、膝装具が着用されるときベースの外側面に着脱自在に取り付けられる、膝装具。

【請求項4】

第1の上クロス引張ストラップ、第2の上クロス引張ストラップ、第1の下クロス引張ストラップ及び第2の下クロス引張ストラップの少なくとも1つに恒久的に固定された外部メッシュ層を更に含む、請求項3の膝装具。

【請求項5】

外部メッシュ層は、第1のストラップ端の近くで第1の上引張ストラップに、第2のストラップ端の近くで第2の上引張ストラップに、第3のストラップ端の近くで第1の下引張ストラップに、第4のストラップ端の近くで第2の下引張ストラップに恒久的に固定される、請求項4の膝装具。